

Q.税務調査は断れませんか？

経営者にとって税務調査は嬉しいイベントではないですよね。だからちょっと考えてみると、「そもそも税務調査を断ることができるのではないか？」と勝手に思っています。

さて結論から書くと、**税務調査は断ることができません**。残念かもしれませんがこれが事実です。断ることができるのであれば、誰でも断っているかもしれませんが・・・

断ることができないのは、法律の解釈からになります。法律など面倒かもしれませんが、少しだけお付き合いください。

国税通則法第 74 条の 2 (当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)

国税庁、国税局若しくは税務署（以下「国税庁等」という。）又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては、消費税に関する調査を行う場合に限る。）は、所得税、法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件（税関の当該職員が行う調査にあつては、課税貨物（[消費税法第二条第一項](#)第十一号（定義）に規定する課税貨物をいう。第四号イにおいて同じ。）又はその帳簿書類その他の物件とする。）を検査し、又は当該物件（その写しを含む。次条から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）において同じ。）の提示若しくは提出を求めることができる。

同法の 74 条の 3 では相続税について同様の条文があります。

実は法律上、「税務調査」という言葉はありません。この法律によって、**税務署の調査官**には「**質問検査権**」という**職権**があると認められています。これが一般的にいう（税務）調査なのです。

さらに法律は続きます。

国税通則法第二百二十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一（省略）
- 二（省略～）（当該職員の質問検査権）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 (省略～) 物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

つまり、調査官が質問したことに対して、何も答えなかったり、嘘を答えたような場合、また税務調査で偽物の帳簿なんかを提示した場合は、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」という罰則が定められているのです。

ですから法律上、**税務調査は断れない**となっていて、黙秘権もありません。

ただし、**税務調査は「今すぐ」受けなければならない**、というものではありません。仕事で多忙な時期や、個人的な事情がある場合、時期はずらしてもらえますので、その際は率直に調査官に伝えましょう。

(平成25年12月掲載：この記事は掲載時点の法令等に基づいて記述しております。)